账

高知市丸ノ内 丁目2番20号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

(障害福祉課)

(")

(海港漁場課)

ページ

1

目 次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律の規定による

育成医療又は更生医療に係る指定自立

支援医療機関の指定

○障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律施行規則の規 定による育成医療又は更生医療に係る 指定自立支援医療機関の業務の廃止の

届出

- ○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)
- ○漁獲共済の同意成立(第2号漁業) (水産政策課)
- ○漁港及び漁場の整備等に関する法律に 基づき保管した所有者不明の工作物等

の返還

高知県告示第493号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、育成医療 又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり 指定した。

令和6年8月13日

高知県知事 濵田 省司

医療機関の 名称	医療機関の所在地	指定に自接 立支療類 種類	育又医係診が療いる種類のでは、大変を変化を変化を変化を変化がないます。	指定 年月 日	Ī
すみれ薬局 くろしお店	幡多郡黒潮町入野 558-1	育成医 療及び		令和 6年	

更生医 8月 1 目

高知県告示第494号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63条第1号の規定に より、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援 医療機関から業務の廃止について届出があった。

令和6年8月13日

高知県知事 濵田 省司

医療機関の 名称	医療機関の所在地	指定に自 接の を 種類	育又医療が療が療が療が療が療が療がないる種類のでも種類のでは、	業務 の 止 月 日
訪問看護ス テーション Lien	南国市蛍が丘一丁目 1番地2号 南国オ フィスパーク別棟 105号	育成医 療及び 更生医 療		令和 5年 5月 31日
調剤薬局ツ ルハドラッ グ須崎東店	須崎市桐間西110	育成医 療及び 更生医 療		令和 6年 2月 13日

高知県告示第495号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」とい う。)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項 において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示す る。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小 売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配 慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事 項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働 部経営支援課に提出することができる。

令和6年8月13日

高知県知事 濵田 省司

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の名称

ア 株式会社高知大丸 代表取締役社長 小鳥 尚

- イ 株式会社インテリアしらいし家具 代表取締役社長 白 石 貴朗
- ウ 株式会社中繁 代表取締役社長 中村 圭吾
- エ 大下 美枝
- (2) 届出者の住所
- ア 高知市帯屋町一丁目6番1号
- イ 高知市南久保9番30号
- ウ 高知市南久保10番26号
- エ 高知市鴨部一丁目11番1号 鏡川コーポA512号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 高知大丸本館 • 東館

高知市帯屋町一丁目6番1号ほか

(4) 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場の位置	収容台数
中央公園駐車場	309台
はりまや地下駐車場	186台
土佐パーキング	93台
パーク24追手筋	98台
松井パーキング	56台
合計	742台

(変更後)

駐車場の位置	収容台数
中央公園駐車場	309台
はりまや地下駐車場	186台
県庁前通り地下駐車場	73台
パーク24追手筋	98台
松井パーキング	56台
セントラルパーキング	20台

合計 742台

(5) 変更年月日

令和6年4月15日

(6) 変更理由

契約駐車場の変更のため

2 届出年月日

令和6年7月8日

- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課 高知市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第496号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和6年8月13日

高知県知事 濵田 省司

区域及び区分

1 すくも湾漁業協同組合の地区のうち旧沖ノ島漁業協同組合及 び旧鵜来島漁業協同組合の地区を除く区域

大型定置漁業であって幡多郡大月町古満目の区域の者が行う 漁業

2 高知県漁業協同組合の地区のうち旧佐賀町漁業協同組合の地区

小型かつお漁業及び大型定置漁業

高知県告示第497号

漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号。 以下「法」という。)第39条の2第4項の規定に基づき工作物又 は船舶、自動車その他の物件(以下「工作物等」という。)を除 却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保 管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者(以下「所有者等」という。)は、令和7年1月30日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和6年8月13日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 濵田 省司

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量 FRP船1隻(第7旭洋丸、K02-6375、船長12.28メートル、船幅3.18メートル)
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を 除却した日時

土佐市宇佐町鍋鳥頭 鍋鳥頭船溜 令和6年7月8日午後2時

- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所 令和6年7月8日午後3時
- 土佐市宇佐町鍋鳥頭 鍋鳥頭船溜 4 所有者等の行うべき措置

工作物等の所有者等は、期限までに高知県中央西土木事務所 の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置

宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。

なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の 規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売 却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先

吾川郡いの町1381番地 高知県中央西土木事務所維持管理課 (電話番号088-893-2114)